－今号の目次－

◆ 緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について

（厚生労働省） 1

◆ 保育所における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第三報）

（厚生労働省） 4

**◆緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について（厚生労働省）**

令和2年5月1日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

本事務連絡では、緊急事態宣言が継続された場合、登園自粛や臨時休園等も長期化することから、次の3点について引き続き対応を求めています（その後、5月31日までの延長が決定・5月4日時点）。

なお、現在、全国の保育現場では、電話、メール、オンライン通信等を活用した相談支援等を行っているところがあります。登園を控えている子どもや保護者に対する取り組みについても引き続きよろしくお願いします。また、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子どもへの対応等については、厚生労働省から各地方自治体宛の事務連絡「「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号）が発出されていますので、あわせてご確認ください（全保協ニュースNo.20-07参照）。

会員の皆さまにおかれては、下記〔1〕～〔3〕の内容をご確認いただき、必要な対応について自治体と協議を行うなど、確実な取り組みをお願いいたします。

【※〔1〕～〔3〕は本事務連絡の内容を全国保育協議会事務局がまとめたものです】

〔1〕「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）などで示されているとおりの対応をお願いします。

当該事務連絡の内容は下記抜粋およびホームページの「40」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

|  |
| --- |
| （保育所について）  1．新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村においては、以下のとおりの対応をお願いする。  新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項及び第2項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないことや、施設管理者等に対して学校等の使用の制限等を要請することが考えられるが、その際、市区町村が行う対応としては、以下が考えられる。  なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたい。  （1）都道府県知事から保育所の使用の制限等が要請されていない場合には、保育の提供を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい。  また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討いただきたい。  （2）都道府県知事から施設管理者等に対して保育所の使用の制限等が要請された場合には、その要請を踏まえた対応が必要になる。要請に基づき保育所を休園する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、都道府県とも相談の上、検討いただきたい。  （3）代替措置を含む保育の提供にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対策を行う等、感染の予防に留意すること。  2．新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された区域以外の市区町村においては、これまで事務連絡等でお示ししているとおり、以下のとおりの対応を引き続きお願いしたい。  （1）保育所については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。  （2）一方、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討することとしている。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。  （3）さらに、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて」（令和2年3月5日付け事務連絡）において、保育士等が不足しやむを得ない場合に、仕事を休んで家にいる保護者に、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられることとしている。  （4）また、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」（令和2年4月1日付け事務連絡）において、「感染拡大警戒地域」であって、学校の一斉臨時休業を行う地域においては、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施すること、あるいは、臨時休園を検討することとしている。 |

〔2〕子どもの健全な育成を図るとともに保護者を支援するという保育所等の役割や、通常どおり運営費の支給が行われている状況を踏まえ、登園自粛や臨時休園を継続する場合の対応として、「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和2年4月24日付け事務連絡）でお示ししているとおり、保育所等において、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への定期的な状況確認（概ね1週間に1回以上）などをお願いします。

当該事務連絡の内容は下記抜粋およびホームページの「49」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

|  |
| --- |
| 登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。  特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。  ※　要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。 |

〔3〕さらに、当初想定されていた期間を超える登園自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり、保育等が必要となる事例も考えられることから、市区町村等においては、すべての保護者に対し、子どもの保育等の提供の必要性を再度確認し、適切に保育等が提供されるようご対応をお願いします。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「52」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆保育所における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第三報）（厚生労働省）**

令和2年5月1日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。

問10-2、12、13が追記されています。

|  |
| --- |
| 問10-2  4月7日付け事務連絡にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのようなものが想定されるか。  　【全国保育協議会事務局注：「4月7日付け事務連絡」・・・  「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）：本ニュース1つ目の記事の〔1〕の1（2）を参照】  ○　ひとり親家庭の子どもの他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。  問12  新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいでしょうか。  ○　設備運営基準では、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、行うこととしています。健康診断の実施にあたっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。  ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。  なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。    問13  自身の子どもの登園自粛の影響等で、調理員が保育所に出勤できなくなった場合には、給食を実施する代わりに弁当持参としてよいか。  ○　調理員が出勤できない場合の給食提供については、公定価格の基本分単価に調理員の人件費が計上されていることにも鑑みれば、代替となる調理員の確保に努め、給食実施の継続を図ることが前提です。しかし、それでもなお代替調理員が確保できず、給食の実施がどうしても困難である場合には、その期間についてのみ、保管にあたっての衛生管理にも留意の上、一時的に各家庭から弁当を持参してもらう取扱いとすることもやむを得ないものと考えます。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「53」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>